

期間業務職員の募集について

内閣府男女共同参画局では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（男女共同参画局）

※非正規雇用

2. 業務内容

男女共同参画局では以下のような業務を行っています。

- （１）男女共同参画会議の事務
- （２）男女共同参画社会づくりに関する様々な事項の企画立案・総合調整
- （３）年次報告（白書）の作成や調査・研究
- （４）男女共同参画社会基本法の普及・啓発
- （５）地方公共団体や民間団体、国際機関との連携・協力
- （６）女性活躍の推進に関する業務
- （７）女性に対する暴力の根絶に関する業務

3. 職務内容（組織の業務の都合又は本人の適性により、任期の途中で職務内容を変更する場合があります。）

・一般事務

会議の連絡調整、会議イベント等の運営・進行補助、ＰＣを使った資料作成、資料管理、資料発送、電話・来客対応、出張手配、その他常勤職員の補助事務的な業務を担当していただきます。

4. 募集人数

１名程度

5. 募集対象

- （１）高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方
- （２）基礎的なＰＣ操作が可能な方（Word、Excel、PowerPoint、Outlook 等）

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員になることができない者

○平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

- （１）採用予定日

令和 7 年 1 0 月 1 日

(2) 雇用期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日

(採用後、1か月間は条件付採用期間)

※勤務成績等により再採用されることもあります。

7. 給与

内閣府の内規に基づき支給されます。

(1) 日給

10,490円～13,330円(学歴・職歴等を考慮の上決定)

※上記の金額は、法律等の改正及び施行等に伴って変更する場合がありますので、御承知置きください。

(2) 支払日

原則毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給)

(3) 諸手当

- ・通勤手当(給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあつては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可。)
- ・住居手当(月額最大28,000円以内、支給条件に該当する方のみ。)

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。(12月)

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険(国家公務員共済組合制度(短期給付))厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度(長期給付)への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用(非常勤職員)

1 1. 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分

(正午から午後1時までの60分間は休憩時間)

(土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。)

※ 組織の業務の都合により、所定勤務時間や休憩時間帯を変更する場合があります。

(2) 休暇

年次休暇10日

(一定条件を満たした場合、採用から半年経過後に付与。再採用時に繰越可。)

1 2. 勤務地

内閣府男女共同参画局

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

<所在地地図> 【注意】入館の際には、内閣府本府庁舎から連絡通路を通じて入館してください。



1 3. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書

※市販の様式で可、写真添付、日中の連絡先、メールアドレスを必ず記入。

職務経歴書(過去どのような業務をしていたのかわかるもの、様式任意)

(2) 提出方法

郵送

(封筒の表面に、朱書きで「期間業務職員応募書類在中」と記載して下さい。)

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課庶務係 宛て

(4) 提出締切り

令和7年9月11日(木) 必着(※持込み不可)

(なお、選考は随時行いますので、提出期限内に採用者が内定した場合、締切前でも打ち切らせていただきます。)

14. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査(1次選考)の上、面接(2次選考)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時、場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持って破棄いたします。

15. その他

採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、カードの取得手続きをあらかじめしていただくこととなります。

16. 問合せ先

内閣府男女共同参画局総務課庶務係 中澤
電話 03-6257-1353